

S・Aとリンク!!  
TOPのS・A[3]、  
TOP・MPDのS・A[3]を  
一緒に勉強しよう!



## 内閣(議院内閣制)

行政権は、内閣に属する(憲法65条)。

内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する(憲法66条1項)。

### 行政権の主体としての内閣

#### 1 内閣の構成

内閣は合議制の機関であり、内閣総理大臣とその他の国務大臣から構成されている(憲法66条1項)。内閣総理大臣は、「内閣の首長」として、内閣を代表する地位にあると同時に、内閣全体の統一性及び一体性を確保する役割を有している。

#### 2 行政権の行使

内閣は、行政権の主体である(憲法65条)。行政権は内閣に帰属するものとされており、その意味で、国の一切の行政事務の遂行は内閣の責任に属するが、全ての行政作用を直接行うわけではない。

内閣の統轄の下に内閣府及び省等が設置され、内閣は、多数の行政機関から成る行政組織の頂点に立って、特に重要な行政事務は自ら処理するとともに、その他の事務については、行政機関を通じて行政権を行使する。

### 議院内閣制

#### 1 議院内閣制の意義

立法権を担当する議会と、行政権を担当する内閣とを分離した上で、内閣の存立を議会の信任に依存させ、内閣は国会に対して連帯責任を負うとする統治制度をいう。

権力の集中から生じる権力濫用を防止して国民の権利・自由を守るために、権力分立を統治制度の基礎としながらも、内閣に対し議会のコントロールを及ぼし、行政権の行使について民意を反映させることを目的としている。

権力は分立しているけど、内閣は、国民の代表である国会の信任を基礎として存在しているということね。



## 2 憲法における議院内閣制に関する規定

#### (1) 国会による内閣総理大臣の指名

内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で指名される(憲法67条)。議院内閣制の下では、国会で過半数を占める政党の党首が内閣総理大臣になるのが通例である。

#### (2) 国務大臣の選任要件

内閣総理大臣が国務大臣を任命するに当たり、その過半数を国会議員の中から選ばなければならない(憲法68条1項)。

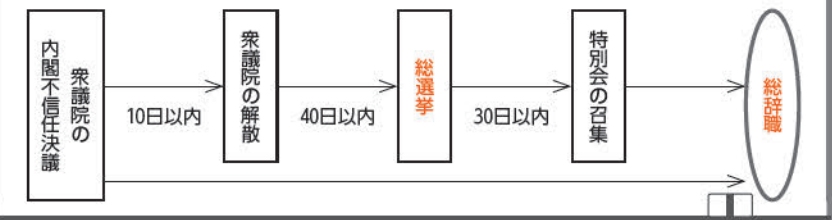
#### (3) 内閣の国会に対する連帯責任

内閣は、行政権の行使について国会に対し連帯して責任を負う(憲法66条3項)。この責任とは政治的責任を意味する。内閣が連帯責任を負うとすることによって、内閣の統一性・一体性が確保される。

#### (4) 衆議院による内閣不信任決議等

衆議院において内閣不信任決議案を可決し、又は信任の決議案を否決した場合、10日以内に衆議院が解散されない限り、内閣は総辞職しなければならない(憲法69条)。衆議院が解散された場合であっても、総選挙後の初めての国会の召集のときに、内閣は総辞職しなければならない(憲法70条)。

### 衆議院において内閣不信任決議案が可決された場合の流れ



衆議院が内閣不信任案を決議した場合、遅かれ早かれ内閣は総辞職しなければならない、そして新たな内閣総理大臣が国会により指名されて、新たな内閣が組織されることになるのね。

## 解答

本事例における甲に**中止犯**は認められず、  
甲は**強盗予備罪**の刑責を負う。



暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、5年以上の有期徒刑に処する(刑法236条1項)。

窃盗が、財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫をしたときは、強盗として論ずる(刑法238条)。

強盗の罪を犯す目的で、その予備をした者は、2年以下の懲役に処する(刑法237条)。

## 強盗罪

## 1 意義

暴行・脅迫を用いて、他人の**財物を強取**し、又は不法に**財産上の利益を得る**犯罪をいいます。暴行・脅迫は、相手方の反抗を**抑圧するに足りる**程度であることを要します(最判昭24.2.8)。

## 2 着手時期・既遂時期

着手時期は、手段である**暴行・脅迫**を開始した時です。また、既遂時期は、**財物の占有**を取得した時、又は**財産上の利益**を取得した時です。

## 事後強盗罪

## 1 意義

窃盗犯人が、①財物を得てこれを**取り返されることを防ぐ**、②**逮捕を免れる**、③**罪跡を隠滅する**、のいずれかの目的で暴行・脅迫を行ったときに成立します。



甲の発言から、①又は②に該当する目的を有することがうかがえるね。



## 2 行為

強盗罪と同様に扱われるため、本罪の暴行・脅迫は、通常の強盗罪と**同程度**のものであることを要します。

## 強盗予備罪

## 1 意義

財物強取のために凶器を携えて徘徊する行為等、強盗の罪を犯す目的で、**強取行為の実行の準備**をする罪をいいます。

## 2 事後強盗の予備

予備罪は、一定の罪について、その**凶悪性等**を理由にその準備行為を処罰することで、犯罪発生を抑止することを趣旨としています。このことから、事後強盗の目的で準備行為を行った場合、**強盗予備罪**が成立すると解されます(最決昭54.11.19)。

## 中止未遂

## 1 意義・要件

**中止未遂**とは、犯罪の実行に着手したにもかかわらず、**自己の意思により中止**したため結果が発生しなかった場合をいい、刑が**必要的に減軽・免除**されます(刑法43条但書)。

中止未遂の要件として、①**実行の着手**、②**結果の未発生**、③**中止行為**、④**中止の任意性**、を満たすことが必要です。

## 2 予備の中止

判例は、予備の段階で自発的に犯罪の実行を思いとどまったとしても、予備罪には**中止未遂の観念**を入れる余地はないとしています(最判昭29.1.20)。



予備罪に中止未遂の規定は準用されないから、甲が悔悟の念から任意的に犯行を中止しても、刑の減免は認められないね。

